

盛岡市議会災害時における対応の指針

1 指針策定の背景

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、東日本大震災発災時、本市議会は教育福祉常任委員会開催中であった。

長く続く激しい揺れと庁舎のきしむ音に、大きな被害の発生が容易に想像された。揺れが収まった後、委員会は直ちに散会し、各議員は地域において市民の安全確保と応急対応に当たったが、議会としての意思疎通に欠け混乱したという反省が残った。

結果的に全国死者数 15,889 人[岩手県 4,673 人]、全国行方不明者数 2,609 人[岩手県 1,132 人]（*平成 26 年 8 月現在、警察庁発表）となった未曾有の大災害を、私たちは風化させてはならない。

さらに、平成 25 年 8 月の豪雨、9 月の台風により、市内各所で土砂災害や洪水被害が発生したほか、平成 26 年 4 月の玉山区における林野火災に見舞われ、本市においても想定外の規模の災害と被害が発生し得るという教訓を得た。今後は、これまで想定してこなかった災害への対応が求められている。

本市議会は、東日本大震災以降、繰り返される自然災害の猛威と教訓を踏まえ、災害発生時には県都としての自覚と統一性を持って、的確に行動するため以下の基本姿勢に立った取り組みを行うものとする。

2 基本姿勢

- (1) 当局が災害対応に専念できるよう必要な協力、支援を行う。
- (2) 国、県及び関係機関に対し、適時適切な要望活動を行い、当局の復旧・復興の取り組みを支援する。
- (3) 大規模災害においては、県都として被災自治体に対する支援も考慮し、広域的な視野に立って関係自治体の議会と積極的に連携を図る。
- (4) 議員、職員、庁舎自体も被災することが想定されることから、状況に応じて、速やかに通信手段の確保を図る。
- (5) 実際に災害が発生した際に、本基本指針に基づく対応が取れるよう、必要な訓練を実施する。

3 対応の基本方針

- (1) 議会は、必要に応じ当局の災害対策本部に最大限の協力を行う。
- (2) 議員は、自助の取り組みを推進するとともに市民の安全確保と応急対応に当たり、地域における共助の取り組みが円滑に行われるよう努める。
- (3) 議長は、議会が災害に関する情報を共有し、当局への情報提供を迅速かつ円滑に行うことができるようにするため、盛岡市議会災害対策会議（以下、災害対策会議という）を設置する。会派及び議員から当局に要望する場合は、緊急の場合を除き災害対策会議を経由し行う。

4 災害発生時の対応

(1) 初動期の対応（災害発生時から概ね 24 時間が経過するまで）

【災害発生時の議員の対応】

- ① 議員は、地域における被災者の安全確保、避難所への誘導等にできる限り協力するものとする。

【安否の確認及び情報提供】

- ② 議員は、災害が発生し、議会事務局から安否について問い合わせがあった場合には、議会事務局に対し、議員自らの安否を報告するものとする。ただし、通信手段の断絶等により上記の連絡が不可能なときはこの限りでない。
- ③ 議会事務局職員は、議長に、議員の安否、市内の被害状況及び当局の対応状況を報告し、議長の指示により議員に対し、市内の被害状況等の情報提供を行うものとする。

なお、情報提供を受けた議員は、当該情報を適切に取り扱うものとする。

【災害対策会議の設置】

- ④ 議長は、必要と認める場合は、必要な議員を招集し、災害対策会議を設置する。

(2) 初動期経過後の対応（災害発生時から 24 時間が経過後）

【災害発生時の議員の対応】

- ① 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議会事務局に情報を提供するものとする。また、地域の一員として避難所支援、災害情報の発信、被災者に対する相談・助言など共助の取り組みが円滑に行われるよう、できる限り協力するものとする。

【安否の確認及び情報提供】

- ② 議員は、議会事務局から安否について問い合わせがあった場合には、議会事務局に対し、議員自らの所在を報告し、以後の連絡体制の確立と維持に努めるものとする。

ただし、通信手段の断絶等により上記の連絡が不可能なときはこの限りでない。

- ③ 議会事務局職員は、当局の災害対策本部の情報を速やかに収集し、議長に報告のうえ、議長の指示により議員に対し、当局の災害対策本部の情報の提供を行うものとする。情報提供を受けた議員は、当該情報を適切に取り扱うものとする。

【災害対策会議】

- ④ 災害対策会議は、市本部からの要請事項についての対応、市本部への要望及び提言、国・県及び関係機関等に対する要望活動、その他議長が必要と認める事項を処理する。